

出張旅費、日当の取り扱いについて教えてください

Q . 出張旅費の実費精算に代えて、規定を作り、日当として支給する場合の税務について教えてください。

A . 規定通りに支給される日当等が妥当なものであれば、法人で損金算入でき、個人で非課税となります。

旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行の目的、目的地、行路、期間、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、通常必要と認められるものは、法人で損金算入でき、個人で非課税となります。

上記に該当するか否かのポイントは、(1)旅行内容と(2)支給金額です。

(1)旅行内容：次の旅行が対象です。

勤務する場所を離れて職務を遂行するための旅行。

転任に伴う転居のための旅行。

就職又は退職に伴う転居のための旅行。

死亡による退職をした者の遺族の転居のための費用。

(2)支給金額：通常必要か否かは、次の点を勘案して判断します。

支給金額が、全ての役員及び使用人を通じて、適正なバランスで計算されていること。

支給金額が、同業・同規模の他社が通常支給している金額と比較して相当であること。

平成 20 年 8 月
税理士法人石井会計